平成２１年（フ）第１４４３号
横浜市港南区芹が谷２丁目24番19号
債務者　山梨　隆一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６７号
横浜市港南区港南１丁目12番７号　森田荘201
債務者　市川　フロルデリサ　オンこと　イチカワ　フロルデリサ　オン
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６９号
横浜市旭区白根４丁目８番９号
債務者　海老塚輝子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４３号
横浜市旭区白根３丁目15番10―703号
債務者　松本さや香
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９５号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目１番13号柏荘202
債務者　工藤　節子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１２号
横浜市南区永田みなみ台２番１―724号
債務者　野川　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３号
北海道帯広市西２条南32丁目４番地
債務者　谷　　元浩
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
北海道帯広市西７条南25丁目13番地　メゾンクレール201号室
債務者　関　　唱彦
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
北海道帯広市東６条南14丁目２番地32　ヤママルＭＳ５号室
債務者　宮津　隆一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
北海道帯広市西19条南２丁目23番５号　コーポ緑栄Ｄ号室
債務者　三津田晃子（旧姓左川）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
北海道帯広市西10条北４丁目１番地３　ノルテ205、住民票上の住所北海道河東郡鹿追町泉町４丁目３番地９
債務者　山口三代司
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
北海道帯広市西23条南４丁目26番地14
債務者　佐々木順子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
北海道河東郡音更町木野大通西５丁目１番地
債務者　前田てい子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
岡山県苫田郡鏡野町富西谷453番地、住民票上の住所岡山県津山市東一宮45番地９
債務者　**切**明　　竜
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第７５号
栃木県大田原市元町２丁目１番２号
債務者　小路　佳夫
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第７６号
栃木県那須塩原市西大和２番32号　ライブリィ大和202号、前住所栃木県那須塩原市南赤田321番地1262
債務者　三清　留美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部